

川崎市の民間保育所の運営に係る給付費等の概要について

資料 3-1

(1) 給付費の請求・審査等について

A 国の公定価格

基本分単価、処遇改善等加算、3歳児配置改善加算 等

B 市加算運営費

旧市加算分、延長保育費、市職員雇用費 等

毎月の初日の
在籍児童等を
もとに積算

対象職員数や
施設単位等を
もとに積算

- ①各施設が請求ソフトを使用して電子申請
(請求ソフト説明会は3月頃開催予定)
- ②事務処理センターによる一次審査
- ③保育第1課による二次審査

(2) 給付費の支払いについて

- 法令に基づき給付費等は毎月支払い
- 支払いは、(当月払)+(追加払)の合計金額
- 毎月の支払日は、原則20日or25日
- 提出期限等が土、日、祝日の場合は前後するため、
実際のスケジュールは別途通知予定

	請求内容	請求ソフトへの入力事項等
当月払	職員数、初日児童数・延長登録児 数等に基づく当月分	・在籍児童、職員雇用の状況 ・延長保育の登録状況 等
追加払	雇用実績、月途中の入退所・延長 利用児数実績等に基づく精算分	・児童、職員情報の変更点の修正 ・延長保育の実績 等

(3) 補助金の申請等について

C 運営費補助金

宿舍借り上げ支援事業、保育体制強化事業、年度限定型保育事業 等

- ①各施設が所定の様式を使用して申請
- ②事務処理センター又は保育第1課による審査
- ③審査完了後、請求に基づき、補助金を交付